

猪苗代湖の水質保全のための諸施策の推進を求める意見書

四季が織りなす磐梯山を背に、紺ぺきの水をたたえた猪苗代湖は、欧州の湖沼の景観に勝るとも劣らない素晴らしい景観を有している。また湖水は、平成14年から17年までの4年連続で日本一の水質であると国から評価されていたことから、正に、名実ともに福島県民の財産であり、宝であり、誇りでもあったと言える。

しかし、酸性湖沼であった猪苗代湖のpH上昇による中性化の進行とともに、科学的酸素要求量（COD）の上昇や大腸菌群数の年間最大値が環境基準を超過するなど、水質の悪化が顕在化してきている。猪苗代湖は郡山市や会津若松市の水道水の水源にもなっていることから、富栄養化等が更に進行するようなことがあれば、周辺市町村に悪影響を与えることが想定される。

湖沼等閉鎖性水域の水質回復のためには、水質汚濁前の「事前注意・未然防止」が最大の有効策であるが、平成18年に水質汚濁の兆候が見られて以降、水質保全に係る諸施策の具体的な成果は見られない。

猪苗代湖の水質の悪化をこれ以上進行させず、逆に良化させて水質日本一の座に振り返ることができれば、県民の誇りを取り戻すとともに、地方再生の模範事例として猪苗代湖の存在を広く内外に示すことが可能になると考える。

よって、国においては、真に健全な水環境としての猪苗代湖再生のため、水質汚濁の低減や水辺地の環境保全・整備促進など、猪苗代湖の水質保全のための諸施策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
宛て

福島県議会議長 吉田栄光